

標準引越運送約款

(平成二年運輸省告示第五百七十七号)
最終改正平成三十年一月三十一日国土交通省告示第百二十七号

- 目次
第一章 総則(第一条 第二条)
第二章 見積り(第三条)
第三章 運送の引受け(第四条 第五条)
第四章 荷物の受取(第六条 第八条)
第五章 荷物の引渡し(第九条 第十四条)
第六章 指図(第十五条 第十七条)
第七章 事故(第十八条 第二十一条)
第八章 運賃等(第二十二条 第二十九条)
第九章 責任(第三十条 第三十一条)

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用される。ただし、事業所等の移転又は本店が提供する定型の容器を用いて定期で行う運送であつて、この約款に準じない旨をあらかじめ告知した場合に、適用されない。

第二条 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により、適用される。
第三条 前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 見積り

第一条 前項の受付け日時を定め、店頭に掲示します。
第二条 前項の受付け日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(見積り)

第三条 本店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金を(以下「運賃等」といふ。))について、試算(以下「見積り」といふ。))を行います。

- 一 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。
二 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
三 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
四 荷物の受取日時及び引渡日
五 運送地及び目的地の地名、地番及び連絡先電話番号
六 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
七 前項の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
八 荷受人及び荷受人並びに本店が行う作業内容
九 その他見積りに関し必要な事項

第三章 運送の引受け

(引越拒絶)

第四条 本店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。
一 運送の申込みが、この約款に準じないものであるとき。
二 運送に適する設備がないとき。
三 運送に必要と認められる特別な負担を求められたとき。
四 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
五 天災その他やむを得ない事由があるとき。
六 荷物が次に掲げるものであるとき。
一 現金、有価証券、宝石、貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷受人において携帯することができる貴重物品
二 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物の損害を及ぼす恐れのあるもの
三 動物植物、美術品、骨董品等運送に当たって特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの
四 申込者が第八条第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意をしないもの

(連絡運送又は利用運送)

第五条 本店は、荷物の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第四章 荷物の受取

(荷物の受取を行う日時)

第六条 本店は、見積書に記載した受取日時に荷物の受け取りを行います。
第七条 荷受人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に於いて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。
第八条 本店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷受人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷受人の負担により必要な荷造りを行います。

(荷物の種類及び性質の確認)

第九条 本店は、荷物の種類及び性質を確認するに当たって、第四條第二項各号に掲げる荷物(貴重品(第四條第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。))、壊れやすいもの(パソコン等の電子機器を含む。)、第二十四條第二項において同じ)、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送に特別の注意を要するもの(以下「種類及び性質を申告する荷物」といふ。))を荷受人に求めます。

(引渡しができない場合の措置)

第十条 本店は、荷受人又は代理受取人(以下「荷受人等」といふ。))を確認することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受取ることができないときは、運送した荷受人に対し、相当の期間を定めて荷物の処分につき指図を求めます。
(引渡しができない荷物の処分)
第十一条 本店は、相当の期間内に前条第一項の規定する指図がないときは、荷物を倉庫業業者に寄託し又は供託し若しくは売却することができます。

(前項の規定による処分を行ったときは)

第十二条 前項の規定による処分を行ったときは、運送した荷受人又は荷受人に対し通知します。
第十三条 前項の規定による処分を行ったときは、その代償の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及び競争に要した費用に充て、不足があるときは、荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷受人に交付し、又は供託します。

第六章 指図

(指図)

第十四条 荷受人は、本店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
第十五条 指図に規定する荷受人の権利は、荷受人に荷物を引き渡した時に消滅します。

(指図に応じない場合)

第十六条 本店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときは、前条第一項の規定による荷受人の指図に応じないことがあります。
第十七条 前項の規定により指図に応じないときは、運送した旨を荷受人に通知します。

第七章 事故

(事故の際の措置)

第十八条 本店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。
第十九条 本店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したときは、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延するときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

第八章 運賃等

(運賃及び料金)

第二十条 本店は、運賃及び料金並びにその適用方法は、本店が別に定める運賃料金を表によりします。
第二十一条 運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
第二十二条 本店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を収受します。

(運賃等の収受)

第二十三条 本店は、荷物の受取に際して見積書に記載された支払方法により、荷受人から運賃等を収受します。
第二十四条 本店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。
一 運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
二 運賃等の合計額及びその内訳(運賃等の内容ごと)に区分してわかりやすく記載します。
三 運送地及び目的地の地名、地番及び連絡先電話番号
四 本店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号
五 その他運賃等の収受に必要事項
前項各号については、当該変更に応じて所要の修正を行います。

(事故証明書の発行)

第二十五条 本店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に際し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日(滅失のときは見積書に記載した引渡日)から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

第九章 責任

(責任と準証等)

第二十六条 本店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の他の滅失、損傷又は遅延につき損害賠償の責任を負い、遅やかに賠償します。

(免責)

第二十七条 本店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 荷物の欠陥、自然の消耗
二 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四 不可抗力による火災
五 予見できない異常な交通障害
六 地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
八 荷受人又は荷受人等の故意又は過失
(引越制限荷物等に関する特別)

(責任の特別消滅事由)

第二十八条 荷物の一部が滅失又は損傷に際しては、本店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を致さない限り消滅します。
(損害賠償の額)
第二十九条 本店は、荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。
一 見積書に記載した引渡日より遅延したときは、次の各号の規定により賠償します。
二 見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかつたとき、受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
三 第一号及び第二号が同時に生じたとき、受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
(時効)
第三十条 前項の規定にかかわらず、本店の故意又は重大な過失により荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、本店はそれにより生じた損害を賠償します。
(経過措置)
第三十一条 前項の規定は、平成三十年六月一日から施行する。

3 本店は、前項の場合において、指図を待たずともならないとき、又は本店の定められた期間内に指図がないときは、荷受人の利益のために、本店の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分を行います。
4 本店は、前項の規定にかかわらず、本店は運送上の支障が生ずると認めるときは、荷受人の指図に応じることがあります。
5 本店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。
6 本店は、荷物の一部が滅失又は損傷を発見したときは、荷受人の指図を求めず運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。
(危険品等の処分)
第六十条 本店は、荷物が危険品等他の荷物の損害を及ぼすおそれのあるものを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。
第六十一条 前項の規定にかかわらず、荷物の運送上の支障が生ずると認めるときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。
(事故証明書の発行)
第六十二条 本店は、荷物の滅失、損傷又は遅延に際し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日(滅失のときは見積書に記載した引渡日)から一年以内に限り、事故証明書を発行します。